

令和4年第3回長与町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和4年9月6日

本日の会議 令和4年9月9日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	6番 安部都議員
7番 内村博法議員	8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員
10番 岩永政則議員	11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 青田浩二君	議事課 長 福本美也子君
係 長 江口美和子君	主任 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
教 育 長 勝本真二君	総務部長 日名子達也君
企画財政部長 森川寛子君	建設産業部長 山口新吾君
住民福祉部長 栗山浩二君	健康保険部長 富永正彦君
水道局長 田中一之君	会計管理者 宮崎伸之君
教育次長 山本昭彦君	教育委員会理事 田中真君
総務課長 村田ゆかり君	情報政策課長 木須紀彦君
秘書広報課長 大山康彦君	契約管財課長 永野英明君
地域安全課長 山口聡一朗君	政策企画課長 中村元則君
財政課長 荒木秀一君	税務課長 和田弘君
収納推進課長 小川貴弘君	土木管理課長 山崎禎三君
都市計画課長 前田将範君	産業振興課長 荒木隆君
福祉課長 川内佳代子君	こども政策課長 宮司裕子君
住民環境課長 中尾盛雄君	健康保険課長 藤崎隆行君
介護保険課長 村田佳美君	上下水道課長 渡部守史君
教育総務課係長 山下泰明君	生涯学習課長 北野靖之君
農業委員会事務局長 山崎昇君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 10時23分

令和4年第3回長与町議会定例会
議事日程（第4号）

令和4年9月9日（金）
午前9時30分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	38	長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	※総務
2	39	長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	※総務
3	40	町道長与中央線舗装修繕工事請負契約の締結について	
4	41	町道路線の認定について	※産業
5	42	令和4年度長与町一般会計補正予算（第3号）	※総務 ※産業
6	43	令和4年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）	※総務
7	44	令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	※総務
8	45	令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	※総務
9	46	令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）	※総務
10	47	令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）	※産業
11	48	令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）	※産業
12	49	令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について	※総務 ※産業
13	50	令和3年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
14	51	令和3年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
15	52	令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
16	53	令和3年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	※総務
17	54	令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	※産業
18	55	令和3年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産業
19	56	令和3年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定について	※産業
20	57	長与町教育委員会委員の任命について	
21	58	人権擁護委員の推薦について	

※付託予定の委員会

○議長（山口憲一郎議員）

皆さん、おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、議案第38号長与町議会議員及び長与町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第2、議案第39号長与町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第3、議案第40号町道長与中央線舗装繕工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

それでは、今回の入札における最低制限価格と落札率、あと指名業者が10社ということですが、入札に当たってこの10社のうち棄権や失格があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

まず最低制限価格でございますけど、消費税抜きの金額で6,319万円でございます。それから予定価格に対する落札率も消費税抜きで計算をして、91.2%でございます。あと、10社指名に参加しておりますけれども、事前に自社都合による辞退が1社、それから当日、最低制限価格を下回ったということで失格されたのが2社となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

位置図の中に標準断面図ということで示してありますけども、2工区の方が7センチの切削オーバーレイということと、4工区が5センチの3層の15センチ、恐らく剥ぎ取りの打ち換えということで理解しているんですが、この設計の違いが何なのかということと、あと1点、この工事は昼間に施工をされるのかどうか。2点お願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

2工区と4工区の舗装構成の違いにつきましては、事前に現地調査を行った上で、経済性を考慮したところでこの施工厚ということで、予定をさせていただいております。あと基本的にですが、4工区につきましては夜間施工でございます。2工区につきましては部分的に交通量の多い、少ないがございますので、そちらの方は判断させていただき、昼間施工と夜間施工との組み合わせということで予定をさせていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

経済性を考慮してということなのですが、具体的に傷み方が違うということなんでしょうか。そういうことで理解してよろしいですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

議員おっしゃるとおり、傷みの状況が違うということで御理解いただければと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

せっかくですので3回目、最後に質問しますが、その傷み方が違うというのはどういうふうの原因を捉えておられるのか。分かりましたら答弁願いたいと思いますが。

○議長（山口憲一郎議員）

山崎土木管理課長。

○土木管理課長（山崎禎三君）

当然、交通量の違いがあろうかと思えます。あと完成断面になった、今の形になった時期等もあろうかと思えます。もう一つは道路を支える路体の部分の状況の有利不利もあるのかなというふうに思っています。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって議案第40号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第40号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第40号町道長与中央線舗装修繕工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第41号町道路線の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第41号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第5、議案第42号令和4年度長与町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第42号は、総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会に分割付託いたします。

日程第6、議案第43号令和4年度長与町駐車場事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第43号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第7、議案第44号令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第44号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第8、議案第45号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第45号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第9、議案第46号令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議

題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第46号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第10、議案第47号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

今回の補正につきましては、国庫補助金なり県費の補助金が減額になって、一財をその代わりに使うという、言えば組み替えであるわけなんですけど、初日の行政報告でも町長から国交省等に協議を陳情したというようなことが報告されておられました。努力は素晴らしいと思っていたんですが、結果的には、補助金が削減ということについては残念だなと。ところがその経過について、もう少し分かるように御説明いただければ理解がしやすいと思いますので、その辺りの状況を説明いただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

国庫補助金の内示についてですけれども、今年度については事業費ベースで73%の内示率ということになってございます。ただ、ここ3年ほどは100%であったり、100%を超える内示率を獲得しているところでございます。この国庫補助金の内示減の補填についてなんですけども、こちらにつきましては、ここ3年、国からの追加補正予算がついている状況でございます。そういったことから今年度、国からの追加補正の募集が出た際は、積極的に手を挙げて内示減額分の補填を確保していきたいと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

岩永議員。

○10番（岩永政則議員）

分かりました。ただ、まだ9月なんですね。今回の9月補正で組み替えをしておかなければ、事業等に支障があるというようなものが見当たらないわけなんで、理解できないわけなんですけども。その内示率、あるいは今の説明の見込みについては十分理解をいたしますけども、補正がなぜ今なのかなど。ちょっと理解がしづらいわけなんですけども、説明をいただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

今年度は当初予算の告示の内示減があったというところもありまして、区画整理事業を実施するに当たりまして、予算の担保が取れていなかったというところが一つです。というのが、区画整理事業特別会計の方で事業を行っているところでございますが、国の補助金、県費補助とほかに一般財源から繰入金をいただいております。その中で、国の補助金が減額になりますと、当初予算の事業費の担保自体が取れていないということになりますので、今回一般会計繰入金の方も併せて増額させていただきまして、財源の担保、確保を目的としたものであります。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

堤議員。

○11番（堤理志議員）

同じところであるんですけども、国からそういう内示減の連絡が来た際に、減額の理由の説明があったというふうに思うんですよね。そこがどういった理由の説明を受けたんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

前田都市計画課長。

○都市計画課長（前田将範君）

内示減の理由について、はっきりとした理由につきましては、県、国の方から伝えられておりません。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第47号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第11、議案第48号令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第12、議案第49号令和3年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についての議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

3点ほど質問をさせていただきます。まず1点目ですけども、ごみ袋の販売の収支を知りたいので質問をさせていただきます。29ページの13款2項2目1節清掃手数料の中のごみ収集手数料のうち、ごみ袋販売に係る収入額。それと併せまして123ペー

ジ、4款2項2目10節と12節、この中でごみ袋の調達費用と販売の委託手数料に係る支出額とその差額が1点目でございます。次に2点目が、主要な施策の成果に関する報告書の20ページ、コンポスト跡地環境対策事業でございますが、コンポスト跡地環境モニタリング業務委託ということで132万円が決算額で上がっておりますけども、業務内容を少し具体的に示していただきたいということと、やった結果がどうだったのかというのを説明していただきたいと思います。それと3点目でございます。同じく報告書の12ページでございますが、パソコン購入費。長崎県市町村行政振興協議会による共同調達に参加したということで冒頭書いてあるんですけども、パソコン60台、644万6,880円。これについて、この調達に参加したときにどのような契約となっているのか。例えばこの協議会がまとめて調達をされて、各自治体に配布して、そこから請求が来るものなのか。それとも金額の設定だけをして、あとは自治体で契約してくださいというようなものなのか。そこら辺がちょっと分からないものですから、どのようにやっておられるのか。今言った後段で言いますと、仮に自治体と各業者との契約となっておれば、恐らく随意契約をやられているのかなという想定もするんですけども。仮にそうなっていれば、地方自治法施行令第167条の2第1項ですね。このあとに、1号から9号まで契約ができる項目が示されているんですけど、この中のどれを理由に随契約をされているのか。これだけお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾住民環境課長。

○住民環境課長（中尾盛雄君）

まず1点目のごみ袋でございます。歳入につきましては、ごみ収集手数料という形で4,292万870円。歳出面です、ごみ袋の製作料になります。2,651万円でございます。差額につきましては1,582万870円、歳入の方が上回っております。

それとコンポスト跡地でございますが、コンポストの跡地調査は、平成30年度に最初の調査を行いまして、そのときに地下水、浸出水ですね。これは外に出てくる水。土地の温度、あと排出しているガス、こういったものを調査しております。この項目につきまして、地下水、浸出水、土地の温度は当初から問題なく基準値内で進んでおります。ただし排出しているガスの方でメタンガスが当初から出ておりまして、穴で抜けばガスが抜けるんじゃないかという形で何箇所か開けてずっと続けておりました。しかし、どうしてもまだ基準値内に収まらないという形で、モニタリングを続けている状況です。今年度も結果としては、基準値を超えたメタンガスが出ている状況でございます。このまま引き続き、観察していこうと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

木須情報政策課長。

○情報政策課（木須紀彦君）

パソコンの共同調達についての形態ということでお答えをいたします。まず流れでご

ございますけれども、長崎県市町村行政振興協議会から参加の事前アンケートがまず来ます。通常前年度にアンケートをするんですけれども、これでその仕様とかについてアンケートが来ますので、参加をする場合についてはそれにお答えをするという形になります。そして、それが各市町にありまして、それをまとめた形でこの協議会の方が総合的な仕様を作るという流れです。それに基づいて実際に参加をしますかということでの、最終的な申し込みになります。その次に協議会の方で実際に入札を行いまして、それぞれの個別の単価が示されて、「うちの町はこれが欲しい」ということでの金額が提示されて、その参加団体のそれぞれの仕様に基づいて総合の金額が出るわけですがけれども。その合計額をそれぞれ足して、複数の業者の中で合計額というところでの判断をしているという形で金額が決まって、その落札業者が決まるというふうな流れでございます。そして、協議会とその落札業者の中で覚書を締結しまして、次にその覚書に基づいて各参加団体が個別に契約を行うという形でございます。ですので議員御指摘のとおり、契約自体はその落札業者と各団体が契約をいたしますので、随意契約というふうな形になります。これが地方自治法施行令第167条の2第1項のどれに該当するののかという判断でございますけれども、今申し上げたようにこの覚書に基づいて契約するわけですので、その業者以外と契約をすることは想定されないということから、性質または目的が競争入札に適さないという形で、第2号に該当するものとして整理をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

国の法の施行令なんでしょうけども、そこの定めを覚書とかで変えられるものなんでしょうか。そこの解釈の問題なんですが。

○議長（山口憲一郎議員）

木須情報政策課長。

○情報政策課（木須紀彦君）

先程の何号に該当するかというところでございますけれども、9号までの中で示されているもののうち、2号は、条文には、「性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するというふうな整理をしているところです。覚書についての制約が適切なのかどうかというところですが、まずパソコンを購入すること自体、全体の一連の流れでは当然、先に競争入札が行われているということでございます。ただ、町としての主体的な行為としては、2つに分割されているというふうに整理をしているところです。前半の入札する部分については御指摘いただいている契約、町としての業者との契約部分には入らない、分けているというふうに判断をしておりますので、町と実際に契約をする個々の随意契約の部分は、一定共同で入札をしたその結果を踏まえた形での

契約をすると。そこで初めて町としての契約行為というものが出てくると判断をしておりますので、個々の契約の部分に限っては、業者が既に入札という手続きを踏んで決められた業者でありますので、この業者からさらにまた競争入札をするということは想定されない。覚書を結ぶというのはまさにその入札をする意味合いですね。そこでまた何か個々の団体の情勢によって再度選び直すということになると、当初の目的は達成されないということでしょうから、そこで一定の覚書については、結ぶというふうになっているということかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

八木議員。

○1番（八木亮三議員）

私も2款1項で幾つか質問があるんですが、主要な施策の成果に関する報告書でいうと、14ページと15ページに当たる2款1項9目なんですが、まず14ページにあります情報化推進技術導入事業ですが、主な取組に個人住民税等の事務においてとあるんですが、RPAやAI-OCRを導入することで、具体的にこれはどういうものなのかですね。RPAとかっていうのをもうちょっと分かりやすく説明をしていただきたい。特にどういう業務軽減等に繋がったのか。それから間違っていたら申し訳ないんですが、当初予算では一般財源だったかなと思うんですが、国県支出金が主な財源内訳になっていますがこれはコロナ対応の交付金等なのか、この財源が変わった経緯ですね。そして、こちらは令和4年度も390万円ほど組まれていると思うんですが、これは今後継続する、毎年使われていく予算というか、事業なのかですね。それから15ページのテレワーク推進事業、一番下に実績291件とあって思ったより多いのかなと個人的には思ったんですが、主にどういう部、課で、主にどういうテレワークが行われたのか。それと決算書の歳出の同じ2款1項9目13節使用料及び賃借料、これ当初予算書には備考欄に情報化推進技術使用料とあったかなと思って。それが無いのは何か別のものに振り分けられたりしたのか、御説明をお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

木須情報政策課長。

○情報政策課（木須紀彦君）

情報化推進技術導入事業ということで、RPA等を導入したということの内容かと思っております。主要な施策には4つ項目を挙げさせていただいておりますが、少し詳細に御説明をいたします。まずRPAというのが何かということなんですけれども、これは基本的にロボットっていうふうな形で表現されるところで、実際に人がパソコンでファイルを開いて、次にこの項目に数字を入力してとかいうふうな形でするものを、プログラムでやっていくというものです。なので勝手にその画面がパパパパっていうふうな形で動いていくというふうなイメージになるもの、こちらがRPAと思っていただければよろ

しいかと思えます。その中で今回導入ということではあるんですけども、まだ正直申し上げて手探りの状況でございます。ただ4つに取り組んでみたという状況でございます。まず税です。住民税とあと法人住民税というふうな形で。AI-OCRというのがございますけれども、こちらは紙の情報をスキャニングして、普通ならばデータとして固定されますけれども、それを編集ができるようなデータとして分割してデータになると。ExcelとかCSVファイルというふうに申し上げたりしますけれども、そういった形にすると。紙のものをデータに置き換えるのがOCRとさせていただければと思います。そしてデータ化されたものが、今度は先程申し上げたRPAで、そのデータをこちらのシステムに入れますよとプログラムをするわけです。となると自動的にそのデータがシステムに入力をされるというふうなものでございます。それを4つの項目で基本的にはした。これは大枠の流れでございます。令和4年度予算が上がっていますけれども、今後これをどうするのかということですが、基本的な方向性としては使用していきたいと思っております。ただ、各課ともどういうふうなものについてこれを適用した方がいいのかということについては、丁寧に話をしていきたいと思っております。「これがあるので絶対に使おうね」というふうなアプローチはやめようと思っているところで、正直ゆくゆくはデジタルベースでいきたいというところではあるんですけども、まず職員の理解、あと実際の業務を回していかなければいけない。デジタルとアナログが並行して走るということでもありますので、そこはその課の状況でありますとか、丁寧に話をしながらしっかりと使っていくと。使えるものについては使っていくというふうな方向では考えてございます。それとあと財源でございますが、議員御指摘のとおり、コロナ対応の地方特例交付金を充当させていただいているところでございます。情報化推進技術の使用料が無くなっているけれどもというお尋ねですけれども、最初使用料で予定をしていたところが委託という形に業務形態が変わりましたので、使用料ではなくて委託料の中で支出をさせていただいているという形になってございます。

○議長（山口憲一郎議員）

村田総務課長。

○総務課長（村田ゆかり君）

私の方からは、テレワークの内容についてお答えをしたいと思います。テレワークの実績を皆さんに出していただいているんですけども、自宅でウェブによる研修参加が一番多うございます。あるいは会議への参加、あとは議事録の作成であったり、条例、規則等の改正事務、あるいは会議資料の作成等でテレワークを多く利用しているという結果が出ております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は、総務厚生常任委員会及び産業文教常任

委員会に分割付託します。

日程第13、議案第50号令和3年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

直接決算に関わるかどうかというところ。ただ、令和3年度の収入がはっきりしておりますので、そういう実態を踏まえて質問をさせていただきたいと思います。駐車場収入が730万9,620円となるということで、以前、消費税の関係で、この収入が1,000万円を超えると課税業者になるんじゃないかということでお伺いしたところ、この会計は特に消費税の対象とはならないというふうなことをお聞きした経緯があるんですが、インボイス制度が来年10月から実施されるという状況の中で、当然、利用者の中には事業者も利用される状況があると思うんですよね。そうするとインボイスの発行をしなければならない状況になると。そのインボイスを発行するには税務署に登録をしなければならないということになると、登録することで課税業者になるという状況になるのではないかなというふうに思うんですよ。そういう意味では、適格領収書等々の発行をする予定をされているのかですね。そうするとインボイスの登録も予定されているのか、また既に登録を済ませたのかですね。併せて、そういう状況になると課税業者になるものなのかですね。消費税の支払いが出てくるものなのか。そうするとこの会計の内容もおおよそ変わってくるものなのかですね。その辺をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（山口憲一郎議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

今議員がおっしゃられたとおり、現在は、駐車場特別会計は1,000万円を超えてないというところもございまして、課税事業者となっておりますけれども。議員おっしゃるとおりインボイス制度が始まりますと、1,000万円を超えている、超えていないに関係なく、駐車場特別会計においては、課税事業者としなければならないというふうになっているようございまして。そこのところについて今後どうするかというのは、今まだ決めかねているところではございますけれども、それが一つと。あと駐車場特別会計が令和6年度に、今一般会計みたいな歳入歳出方式をとっているんですけども、これが水道事業のように公営企業会計方式にしないということで国から通達が出ております。その2点を併せて考えて、このまま駐車場特別会計として継続するのか。また、一般会計の方に取り込んでいただいて、その中で管理をしていくのかというのを今考えているところで、まだ正式には決まっております。駐車場特別会計として残していく場合は、インボイス制度に登録することになると思うんですけど、そうすればその登

録番号を税務署からもらって、請求書等にもその番号を表示していくことになるかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

河野議員。

○12番（河野龍二議員）

何度も申しますけど、来年10月からインボイスが始まるということでは、令和5年度の予算案を作るときに、10月からインボイスが始まりますので、それに対応した予算書を作らないといけないのではないかなというふうに思うんですね。そうすると今回出されているような形態ではない形になるものなのか。それとも中で対応できるのか。その辺、再度確認させていただきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

永野契約管財課長。

○契約管財課長（永野英明君）

その詳しいところまで、まだ方向性を決めておりませんで、今月に税務署が主催のインボイスの説明会がございます。その中で説明を聞きながら、内容を把握していきながら、判断していきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第14、議案第51号令和3年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第51号は、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第15、議案第52号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第52号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第16、議案第53号令和3年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第17、議案第54号令和3年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別

会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第18、議案第55号令和3年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、産業文教常任委員会に付託します。

日程第19、議案第56号令和3年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、産業文教常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま各常任委員会に付託しました議案第38号、議案第39号、議案第41号から議案第56号までの18件は、会議規則第46条第1項の規定によって、9月21日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第38号、議案第39号、議案第41号から議案第56号までの18件は、9月21日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、審査の結果を9月21日までに議長に報告願います。

日程第20、議案第57号長与町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第57号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第57号長与町教育委員会委員の任命についてを採決しま

す。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第21、議案第58号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第58号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第21、議案第58号人権擁護委員の推薦についてを採決します。

本案は原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり適任とされました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

明日以降、委員会審査のため本会議を休会し、9月22日定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。皆様お疲れさまでした。

(散会 10時23分)